

I 葵高校生徒心得（生徒手帳記載内容）

私達は葵高等学校生としての自覚と誇りを持ち、敬愛を旨として寛容と協力の心を大切にし、意義ある学校生活を送るためにこの心得を定める。

第1 礼儀

- 1 先生、来賓、保護者に対しては常に礼儀を正し、生徒相互も親しさに慣れて礼を欠くことのないように心がける。
- 2 言動は気品を保ち、軽薄にならないように心がける。

第2 服装

- 1 服装は制服とする。（制服は改造してはいけない）
冬服着用の期間は4月1日～5月31日、10月1日～3月31日とし、夏服着用の期間は6月1日～9月30日とする。
- 2 校章は上着の左ラベルのフラワーホールにつける。
- 3 男子のソックスは白・黒・紺・グレー（いずれも単色無地）のいずれかとし、女子は黒色の学校指定のものを使用する。女子が冬期間防寒のためタイツを着用する場合は肌色又は黒無地のものとする。ただし、10月から3月に限る。
- 4 上履きは学校指定のサンダルを使用する。
- 5 下履きは靴とし、色は落ち着いたものとする。
- 6 体育の場合は、上履き・下履き共に指定のものとし、ラインの色別で学年を示す。
- 7 ネクタイピンをする場合は、校章入りのものを使用する。
- 8 男子はベルトを使用し、落ち着いたものにする。
- 9 コート類を使用する場合は通学にふさわしいものとする。
- 10 冬期間、セーター等を着用する場合は、黒または濃紺無地のVネックのもので、裾や袖が上着から見苦しく出ないものとする。
- 11 髪型は高校生らしい清楚なものとする。但し、パーマや茶髪（類似なものを含む）はしない。
- 12 髪をまとめる場合は華美でないものを使用する。
- 13 男女とも装身具（ピアス・イヤリング・ネックレス、ペンダント等）は一切しない。また、化粧やマニキュア等もしない。
- 14 やむを得ず規定以外のものを使用する場合は、異装届をホームルーム担任を通して生活指導係に提出し、許可を受け、許可証を常時携帯する。

第3 所持品

- 1 書籍類や一切の所持品には記名して紛失しないように注意する。
- 2 不必要な金銭や貴重品は学校に持ってこない。必要があつて持ってきた時は先生に保管を申し出る。

第4 通学

- 1 8時までに登校する。
- 2 通学時の服装は制服とする。
- 3 遅刻した場合は、入室許可証を受けてから入室する。
- 4 下校時間は、年間を通し18時15分までに校舎を退出、5月から10月は19時までに部活動を終了、19時15分までに校門を退出、11月から4月までは18時30分までに部活動を終了、19時までに校門を退出することとする。
- 5 登校時は正門、東門を使用し、下校時は正門のみを使用する。但し、冬期間は東門は使用できない。
- 6 列車通学生は乗車マナーをよく守りその言動には細心の注意を払う。
- 7 欠席、欠課、早退する場合はあらかじめ届け出る。
- 8 自転車通学する者は届け出る。
特に次の点に注意する。
 - (1) 点検整備を行う。
 - (2) 信号・標識を厳守し、二人乗り運転、無灯火運転、携帯電話を使用しながらの運転、傘さし運転をしない。
雨天の際は自転車用雨合羽を着用する。
 - (3) 天候、道路状況等を考えて、学校指定ジャージを着用することもできる。
- 9 下宿や止宿をするときは届け出る。

第5 校外生活

- 1 交通に関しては常に交通道徳を守る。
- 2 帰宅の途中、みだりに飲食店などに立ち寄らない。
- 3 身分証明書は常に携帯する。
- 4 夜間外出はなるべくさける。
- 5 風紀上思わしくない場所への出入りはつつしむ。
- 6 その他風紀を乱すような言動は厳につつしむ。

第6 校内生活

- 1 原則として体育以外の授業は制服で受ける。
- 2 廊下は静かに右側を通行し、混雑をさける。
- 3 登校後は無断外出をしない。
- 4 授業中は関係のないものは机の上に置かない。
- 5 携帯電話は緊急を要する場合及び教員の指示があった場合のみ使用する。使用しないときは電源を切り鞆の中にしめておく。

第7 考査に関する心得

- 1 開始5分前には、所定の座席につき、静粛に問題の配付を待つこと。
- 2 筆記用具以外の教科書、ノート、下敷、筆入、携帯電話、鞆等の持ち物は全部廊下に置くこと。
- 3 机の中は空にして、前後逆向きにすること。
- 4 机の上には筆記用具以外のものは置かないこと。
- 5 原則としてひざ掛けは使用しないこと。
- 6 筆記用具等は予め用意しておき、試験時間中に貸借しないこと。
- 7 問題用紙が洒られたら、まず組、出席番号、氏名を忘れずに記入すること。
- 8 答えは文字を丁寧にしかも見易いように書くこと。
- 9 受験態度は厳正にし、不正行為と見なされるような態度は絶対にとらないこと。不正行為をした場合は、全科目0点とする。
- 10 不明の点や疑問箇所があれば手を挙げて監督者または出題者にこれを質問し、私語をしない。
- 11 答えは早く書き終わっても所定時間内には提出しないこと。
- 12 所定時間が終了したら静かに鉛筆をおき、監督者の指示にしたがって答えを提出し、必ず監督者との終了の一斉挨拶をしてから退場すること。
- 13 考査の机は6列とし、列の間隔をあけ、出席番号順に着席すること。
- 14 考査期間中は特に健康に留意し遅刻、欠席等のないように心掛けること。
- 15 定期考査を欠席した場合は、大会参加や受験等による公欠の場合を除き、欠席した科目の得点は0点とする。
(※ 定期考査欠席者対象の追考査については別に定める。)

第8 集会

- 1 すべての会合には定刻5分前に集合して、定刻に会が開かれるようにする。
- 2 集会の目的にそうように積極的に協力する。
- 3 集会に欠席する時は、その前に届ける。
- 4 集会場の後始末は完全にす。

第9 清潔、整頓

- 1 校舎内外は常に清潔に心掛ける。
- 2 清掃当番は分担区域を念入りに清掃すると共に、後始末と戸締まりをして係の先生の点検を受ける。
- 3 暖房期間中は換気に注意し、教室が乾燥しすぎないようにする。

第10 保健、衛生

学校内で発病または負傷した時は、すぐに申し出て応急処置をうける。

第11 火気取り扱い

- 1 常に火の元に注意して所定の場所以外で絶対に火を取り扱わないこと。
- 2 暖房器具に対する注意事項をよく守る。
- 3 時間外使用の時は火気取締責任者に届け出て、許可を受ける。

第12 自動車学校入校

自動車学校入校は就職内定者については冬期休業より、進学内定者は家庭学習期間より許可される。
原付免許証、自動二輪免許証の取得はできない。

第13 アルバイト

アルバイトは原則として認めない。経済的理由がある場合にはHR担任に相談する。

第14 校則の見直し

校則に教育的意義がなく、不要に行動を制限していたり、マイナスの影響を与えている場合、又は学校・地域の状況、時代の変化等に即しておらず社会通念上合理的でない場合に限り、以下の手順で校則の見直しについて協議することができる。

- ①校則見直しアンケートへの記入（生徒会へ提出）
- ②生徒会役員・担当教員で協議
- ③代議員会で協議
- ④職員会議で審議
- ⑤生徒総会で可決
- ⑥次年度より施行

Ⅱ 服装指導方針

良識と自主性をもった、気品ある人間性を育成する。

1 頭髪

- ・男女とも頭髪は高校生らしい清潔感のあるものとする。
- ・髪を染めたり、脱色したり、カールやパーマをかけたりしない。
- ・髪をまとめる場合には、華美なものは避ける。

2 装身具

- ・男女とも装身具は一切しない。（ピアス、イヤリング、ネックレス、ペンダント、指輪等は身につけない。）
- ・化粧やマニキュア等はしない。

3 服装

制服を正しく着用して登校する。

- (1) 4月1日～5月31日、10月1日～3月31日は男女とも冬服を着用する。
 - ・男子は黒無地のブレザーにグレー・ストライプのスラックス、女子はキャメル地のブレザーに黒シャドウ・ストライプの前覆い布付きスカートとする。
 - ・男女とも制定のブルーの長袖ボタンダウンシャツに、ネクタイを結び、シャツの裾は必ずスラックス、スカートの中に入れる。
 - ・女子のスカートの裾は膝上5cm以内とする。
 - ・防寒のためセーター・カーディガン・ベストを着用する場合は、学校指定ベストの他、黒または濃紺無地のもので、裾や袖が上着から見苦しく出ないものとする。
 - ・男女とも校章を左フラワーホールにつける。
- (2) 6月1日～9月30日は男女とも夏服を着用する。
 - ・男子は制定のブルーの半袖ボタンダウンシャツにネクタイ、グレー・ストライプのスラックス、女子は制定のブルーの半袖ボタンダウンシャツにネクタイ、葵高校別注柄のプリーツスカート（裾は膝上5cm以内）とする。
 - ・略式として男女ともノーネクタイも可だが、ネクタイを着用する場合、及び長袖シャツ着用の場合はシャツの裾は必ずスラックス、スカートの中に入れる。
 - ・男女ともベストを着用する場合は学校指定のものを着用する。
 - ・男女ともブレザーを着用する場合は、必ずネクタイを着用する。
- (3) 5月22日から5月31日を夏服への移行期間とする。同様に9月21日から9月30日を冬服への移行期間とする。
- (4) 制服を改造してはいけない。
- (5) コートを着用する場合は通学にふさわしいものとし、制服の上にセーターやカーディガン等は着用しない。
- (6) 帽子やマフラーは派手なものは着用しない。

4 ソックス等

- ・男子は年間を通して白・黒・紺・グレー（いずれも単色無地）のソックスを着用する。
- ・女子は年間を通して制定の黒ハイソックスを着用する。
（冬期間防寒のためストッキング・タイツを着用する場合は、肌色か黒色の無地のものとする。ただし、10月～3月に限る。）

5 下足等

- ・上履きは学校制定のサンダルを着用する。
- ・下履きは落ち着いた色の靴を着用する。
- ・下足箱に入らない長い靴は履いてこない。

6 カバン

- ・カバンは通学にふさわしい、機能的なものとする。

葵高校制服規定

【男子】

1 冬服

- 上 衣 : 制定の黒無地ブレザー
- スラックス : 制定のグレー・ストライプのツータックパンツ
- シ ャ ツ : 制定のブルーの長袖ボタンダウンシャツ
- ネクタイ : 葵高校別注柄
- ソックス : 白・黒・紺・グレー (いずれも単色)
- セーター等 : 防寒のためブレザーの下にVネックの黒無地または濃紺無地のセーター、カーディガン、ベストを着ることも可。

2 夏服

- シ ャ ツ : 制定のブルーの半袖ボタンダウンシャツ
- スラックス : 制定の(夏用)グレー・ストライプのツータックパンツ
- ネクタイ : 葵高校別注柄
- ソックス : 白・黒・紺・グレー (いずれも単色)
- ベ ス ト : 制定のオフホワイトのニットベスト (着用の有無は自由)

【女子】

1 冬服

- 上 衣 : 制定のキャメル無地ブレザー
- スカート : 制定の黒シャドウ・ストライプの前覆い布付きスカート裾は膝上5cm内とする。
- シ ャ ツ : 制定のブルーの長袖ボタンダウンシャツ
- ネクタイ : 葵高校別注柄
- ソックス : 制定の黒のAマーク入りハイソックス (防寒対策としてストッキング・タイツ(腰までのもの)を履く場合は、肌色か黒色の無地のもの。ただし、10月~3月に限る。)
- セーター等 : 防寒のためブレザーの下にVネックの黒無地または濃紺無地のセーター、カーディガン、ベストを着ることも可。

2 夏服

- シ ャ ツ : 制定のブルーの半袖ボタンダウンシャツ
- スカート : 制定の葵高校別注柄のプリーツスカート裾は膝上5cm内とする。
- ネクタイ : 葵高校別注柄
- ソックス : 制定の黒のAマーク入りハイソックス
- ベ ス ト : 制定のオフホワイトのニットベスト (着用の有無は自由)

Ⅲ 自転車通学および保険加入について

1 自転車通学許可条件

(1) 通学に使用する自転車は変形ハンドル、ハブステップ付き、整備不良車でないこと。

※許可された場合は以下の事項を守ること。

①学年色別の自転車登録番号ステッカーを後輪の泥除けに貼付する。

②駐輪場は色学年指定の場所を利用する。

③冬期間は事故防止のため自転車通学を自粛し、自転車は自宅に持ち帰る。

④交通法規を遵守し、無灯火・傘さし・並列・二人乗り・携帯電話を使用しながらなどの危険な運転はしない。

⑤破損等により自転車を買換えた場合は直ちに再度許可を得ること。

2 自転車通学申請方法

(1) 新入生オリエンテーションでの指示に従い「自転車通学届」をホームルーム担任へ提出し、その後に実施される自転車通学生全体指導の際に、自転車登録番号ステッカーの代金100円とカップ（必ず記名して）を持参して通学に使用する自転車を登録すること。

(2) 全体指導後に申請する生徒は直接生活指導部に行き、自転車の登録をすること。

3 諸注意

(1) 「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（令和4年4月1日施行）により自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化された。このことに伴い、本校は全生徒がPTA会長名義で「全国高P連賠償責任補償制度」（以下、全国高P連保険）に加入し、条例遵守している。

(2) 自転車の通学には被害・加害両方の事故が考えられる。全国高P連保険は加害のみが対象のため、同保険に加え任意で他の自転車保険に加入することも差し支えない。

（例：福島県高等学校PTA連合会推薦：郵便振込等）

(3) 会津若松駅前の駐輪場等、公共の場所の使用については、マナーを守るとともに二重ロック、ワイヤー式施錠等で盗難防止を心がけること。

(4) 交通事故・盗難が発生した場合は直ちに警察・学校に連絡すること。また、交通事故の場合は事故報告書を提出すること。